

川崎市教育委員会委員長の選任について

川崎市教育委員会委員長職務代理者の指定
について

平成27年4月1日

川崎市教育委員会委員（順不同）

峪 正 人 委員

吉 崎 静 夫 委員

高 橋 陽 子 委員

中 本 賢 委員

濱 谷 由美子 委員

渡 邊 直 美 委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）

附則

（旧教育長に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第十六条第一項の教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）は、その教育委員会の委員（以下単に「委員」という。）としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

- 2 前項の場合においては、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「新法」という。）第二章（第二条を除く。）、第二十五条、第二十六条、第三十四条、第三十七条、第三十八条及び第六十条第六項の規定は適用せず、旧法第二章（第二条を除く。）、第二十六条、第二十七条、第三十四条、第三十七条、第三十八条及び第六十条第六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第十一条第六項中「基本理念」とあるのは「基本理念及び大綱」と、「則して」とあるのは「則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して」と、旧法第六十条第六項中「第二十三条」とあるのは「第二十一条」とする。

改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（委員長）

第十二条 教育委員会は、委員(第十六条第二項の規定により教育長に任命された委員を除く。)のうちから、委員長を選挙しなければならない。

- 2 委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。